

八千代町しごと情報コーナー求人情報等掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、八千代町住民及び転入者等の就労を促進するとともに町内事業所の人材確保を支援するため、八千代町公式ホームページにしごと情報コーナーを開設し、町内事業所の求人情報等を提供することに関して、必要な事項を定める。

(事業所の範囲)

第2条 求人情報等を提供できる事業所は、次のすべてに該当するものとする。

- (1) 町内に本社または事務所がある事業所（工場等建設予定の事業所も含む）
- (2) 八千代町内の勤務地において雇用（正規、非正規）を予定している事業所
- (3) 八千代町内において、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項の規定による適用事業を行っている事業所
- (4) 町税等の滞納がない事業所
- (5) 八千代町暴力団排除条例（平成23年八千代町条例第13号）第2条第1号及び第2号、第3号に規定する暴力団員等でない事業所

(掲載内容の範囲)

第3条 掲載できる情報は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当しないものであること
- (3) 政治活動、宗教活動に係るものでないこと
- (4) 企業や個人の権利を侵害するものでないこと
- (5) 虚偽の内容によるものでないこと
- (6) 公序良俗に反しないものであること
- (7) その他公益上特に支障がないと町長が認めたものであること

(情報の掲載方法)

第4条 求人情報等の掲載を希望する事業所（以下「申込者」という。）は、求人情報等掲載届（様式第1号）を企画財政部まちづくり推進課に提出するものとし、提出方法については、窓口かFAX、または電子メールとする。

(利用条件)

第5条 しごと情報コーナーの利用条件を次の各号のように定め、これに同意するもののみ利用できるものとする。

- (1) 掲載されている情報は、各事業所の責任によるものであり、町では情報の内容について責任を負わないこと。
- (2) 掲載内容に関する問い合わせは、直接事業所に問い合わせてもらふこと。
- (3) 掲載されている求人情報が、すでに応募人数を満たしている場合もあること。
- (4) 求人情報等を掲載している事業所が第2条各号に該当しないことが判明した場合は、掲載情報の削除を行う場合があること。
- (5) 掲載されている内容が、第3条各号に該当し掲載することが適切でないと認められた場合は、掲載情報の削除を行う場合があること。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、しごと情報コーナーの利用に際して必要な事項は、町長が別に定める。